

平成 25 年 3 月 4 日

IOSCO による最終報告書「集団投資スキームにおける流動性リスク管理に係る原則」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「集団投資スキームにおける流動性リスク管理に係る原則」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、集団投資スキーム（Collective Investment Scheme、以下、「CIS」という。）における流動性リスク管理に係る規則及び業界慣行の質を、業界及び規制当局の双方が評価することを可能とするような一連の原則を含んでいる。

適切な流動性リスク管理は、CIS の正常な運営のための重要な要素である。その基本的要請事項は、オープン・エンド型の CIS が管理する流動性の程度が、一般的に、償還義務及びその他の義務の履行に見合うものであることを確保することである。本日公表された流動性リスク管理に係る原則は、こうした要請の充足がどのように達成されるかについての詳細を示している。

先般の世界金融危機の発生より、流動性の問題が、規制当局にとって大きな懸念となっている。しかし、規制改革に関する議論では、その他の業界よりも銀行業界における流動性の重要性に、より焦点が当てられる傾向にあった。本報告書は、CIS の運営における、流動性リスク管理の特異性について対応するために策定されたものである。

本報告書は、CIS の一連の時間軸に従った構成となっている。本報告書は、CIS の設計（ローンチ前）の段階に考慮すべき原則から始まっている。そして、本報告書は、日々の流動性リスク管理プロセスの一部を形成する原則を説明している。

流動性の問題により CIS の全投資家の解約を一時的に停止するといった例外的状況への対処については、IOSCO は、2012 年 1 月に「集団投資スキームの解約停止に係る原則」を公表している。

概して、本原則は、一般的なアプローチの水準を反映するとともに、規制当局及び業界実務者のための実践的な指針となることを目指したものである。本原則は、CIS の全体的な運営、特に、関連する法域における法的な又は規制上の枠組みの遵守に対して責任を有する主体に向けられたものであるが、責任主体に直接適用される基準を

提供するものではない。本原則を実施する際には、地域の法的枠組みを考慮して導入されなければならない。